

## 別添様式4 運営に関する要件該当の説明書類の記載方法

### 別添様式4

#### 医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第57条の2関係）

平成30年 4月10日

法人名：医療法人○○会

代表名：理事長 □□ □□

印

住所：東京都千代田区□□1-1-1

以下のとおり相違ありません。

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請： 申請日
  - ② 認定後一年ごとの報告：認定の日から起算して一年を経過するごとの日
  - ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告：  
定款変更の認可を受けた日
  - ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告： 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとの日
  - ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告： 報告日
- なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

#### 1 運営組織

	総 数
理事	5人
監事	2人
社員	5人
出資者	10人

添付資料

○ 役員名簿、社員名簿

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表1）、役員名簿及び社員名簿の記載内容と各人数が合致するよう各欄を記載すること。

役員名簿、社員名簿は、既存資料のコピーで可。

#### 2 役員等の選任方法（該当する項目欄の□にチェックすること。）

- すべての理事及び監事を社員総会で選任

### 3 経理内容（規則附則第57条の2第1項第1号イ及びハ）

区分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益供与
施設の利用		有・無
財産の運用		有・無
金銭の貸付		有・無
資産の譲渡	これらの項目に記載内容が有る場合は、法人の関係者等への特別の利益供与があることから、認定要件を満たしません。特別の利益供与の状況を解消したうえで申請してください。	有・無
財産の賃借等		有・無
給与の支給	特別の利益に当たらない取引等については、書類付表2「経理等に関する明細表」に詳述願います。	有・無
債務の保証		有・無
公正な方法によらない 契約の相手方選定		有・無
その他寄附・贈与等		有・無

- 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。
  - イ 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人
  - ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- 株式会社その他営利事業を営む者
- 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。
  - イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
  - ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

#### 参考

- 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場合で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ 法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ 法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ 法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ 法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

- イ、ロ、ハについて、医療法人は、不動産賃貸業(社会医療法人を除く)、金融業を行えないでの、医療法人から関係者への不動産の貸付け、金銭の貸付けについては、医療法人の業務に付随して行うもの（例：看護師寮、福利厚生の一環として行う役職員への貸付等）しか認められない。審査上、提出書類として、貸付について一定の規定の整備や契約書等を求めることがある。
  - ニ、ホ、ヘについて、著しく低い価額、過大な利息又は賃貸料、過大な対価であるかどうかを審査する上で、医療法人が適正な価額であると判断した根拠を求めることがある。根拠として不動産鑑定評価書、近隣類似物件の価額・賃貸借料、路線価、過去の取引実績等の客観的な説明資料を準備すること。
  - リについて、関係者及び関係者の関与する法人との取引においては、契約の相手方としてその者を選定した理由を合理的に説明できる必要がある。該当がある場合は審査上、同業他社からの見積もりの徴求結果など説明資料を求めることがある。
- 株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対しても、同様に取引の相手としての選定理由を説明できる必要があり、その説明資料を求めることがある。

#### 4 報酬等の支給基準（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号口）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。

支給基準の内容及び支給額	
理 事	理事長 年 3,600 万円以内、常勤理事（医師）年 3,000 万円以内、常勤理事（医師以外）年 1,500 万円以内その他 別添役員報酬規程のとおり (H〇年実績) □□ □□年額 3,000 万円、〇〇 〇〇年額 2,400 万円、△△ △△年額 1,200 万円 △△ 〇〇年額 240 万円（別途職員給与有り）、△△ ◇◇ 年額 120 万円
監 事	監事 年 240 万円以内 ▲▲ ▲▲年額 120 万円 ▼▼ ▼▼年額 20 万円

#### 添付資料

- 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準
- 理事が使用者として給与、賞与等を受ける場合は、使用者の給与等の支給基準

役員報酬規程、  
退職手当規程等  
添付

#### 5 遊休財産（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号二）

区 分	金 額
A 資産の総額 貸借対照表に計上する資産の総額	1, 254, 667, 235 円
B 純資産の額 貸借対照表に計上する純資産の総額	789, 889, 441 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合 (B/A × 100) 書類付表 3 に基づき記入	63.0% 小数点以下第 2 位を四捨五入
D 控除対象財産の帳簿価額（イからホまでの合計額） 書類付表 3 「2 業務の用に供する財産の明細」に基づき記入	772, 690, 890 円
イ 本来業務の用に供する財産 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産	704, 418, 261 円
ロ 附帯業務の用に供する財産 附帯業務（医療法第 42 条各号に規定する業務）の用に供する財産	68, 272, 629 円
ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産 例：建設仮勘定など	0 円
ニ 減価償却引当特定預金 要件については後掲	0 円

ホ 特定事業準備資金	要件については後掲	0円
E 遊休財産額 $((A-D) \times C)$ $(1,254,667,235 - 772,690,890) \times 0.630$	小数点以下を四捨五入	303,645,097円
F 事業費用の額 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額		1,409,981,554円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書

「遊休財産額は事業に係る費用の額を超えないこと」 E < F →適正  
遊休財産額 E ······ 303,645,097 円 事業に係る費用の額 F ···· 1,409,981,554 円

- 業務の用に供する財産
  - イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額
  - ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額
- 保有財産
  - ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）
- 減価償却引当特定預金（既存施設の改修、建て替え等の資金）
  - ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額
    - 以下の要件を満たすもの
      - a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。
      - b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
        - 資産の部 減価償却引当特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
        - c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- 特定事業準備資金（既存施設の改修等以外の、新規の事業等に充てるための資金）
  - ホ 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「○○事業特定預金」の額
    - 以下の要件を満たすもの
      - a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。
      - b 当該資金の額が合理的に算定されていること。
      - c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
        - (a) 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
        - (b) 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金その他利益剰余金に掲記)
      - d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

→ 詳細は書類付表3の注意事項も参照

## 6 法令違反（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

区分	事実の有無	具体的な内容
医療に関する法令違反	有・ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>	
都道府県知事から改善勧告を行われたが是正されていない事項（勧告に反する開設、増床、種別変更含む）	有・ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>	<p>これらの項目が「有」の場合は、当該会計年度、前会計年度に法令違反等があることから、認定要件を満たさず、認定はできません。</p>
帳簿書類の隠ぺい、仮装	有・ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>	
その他公益に反する事実	有・ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>	

「法令違反」欄には、申請日の属する会計年度及び前会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する法令についての重大な違反事実があった場合
- ヘ 帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実

## 7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
○○病院	社会保険診療	円 945,886,109	円 409,886,732	円 1,355,772,8441	% 99.0
	労災保険診療	円 2,206	円 -	円 1,700,386	% 0.1
	健康診査	円 -	円 -	円 -	% 0.5
	予防接種	円 -	円 -	円 -	% 0.1
	助産	円 -	円 -	円 -	% -
	介護事業	円 -	円 -	円 -	% -
	その他	円 -	円 3,831,973	円 3,831,973	% 0.3
計		円 952,949,535	円 415,954,155	円 1,368,903,690	% 100.0
□□診療所	社会保険診療	円 16,150,458	円 6,002,567	円 22,152,025	% 95.5
	労災保険診療	円 149,3	円 -	円 -	% 0.9
	健康診査	円 -	円 -	円 -	% -
	予防接種	円 -	円 -	円 -	% 5
	助産	円 -	円 -	円 -	% -
	介護事業	円 -	円 -	円 -	% -
	その他	円 -	円 -	円 -	% 1
計		円 16,599,768	円 6,001,017	円 22,200,785	% 100.0
介護老人保健施設 △△苑	社会保険診療	円 150,803,480	円 30,005,861	円 180,809,341	% 72.9
	労災保険診療	円 -	円 -	円 -	% -
	健康診査	円 -	円 -	円 -	% -
	予防接種	円 129,600	円 133,200	円 262,800	% 0.1
	助産	円 -	円 -	円 -	% -
	介護事業	円 12,803,430	円 1,805,861	円 14,609,291	% 5.9
	その他	円 -	円 52,466,511	円 52,466,511	% 21.1
計		円 163,736,510	円 84,411,433	円 248,147,943	% 100.0
訪問看護 ステーション ××	社会保険診療	円 2,580,468	円 301,578	円 2,882,046	% 6.9
	労災保険診療	円 -	円 -	円 -	% -
	健康診査	円 -	円 -	円 -	% -
	予防接種	円 64,800	円 122,400	円 187,200	% 0.5
	助産	円 -	円 -	円 -	% -
	介護事業	円 28,775,980	円 3,912,881	円 32,688,861	% 78.3
	その他	円 -	円 5,974,642	円 5,974,642	% 14.3
計		円 31,421,248	円 10,311,501	円 41,732,749	% 100.0

「労災保険診療」～「介護事業」までの項目について、金額が少額で「その他」に含めて計算しても、認定要件を満たす場合(合計欄の「その他」以外の金額が全事業収入(本来業務及び附帯業務に係る事業収益)の 80%超)は、便宜的に「その他」の額に加えることは認める。

◇◇ デイケアセンター

社会保険診療					
労災保険診療					
健康診査					
予防接種					
介護事業	60,756,092	4,877,001	65,633,093	86.9	
その他		9,893,364	9,893,364	13.1	
計	60,756,092	14,770,365	75,526,457	100.0	
合 計	1,115,420,515	446,196,738	1,561,617,253 ①	88.9 ⑧	
	2,149,696	0	2,149,696 ②	0.1 ⑨	
	5,125,440	1,246,900	6,372,340 ③	0.4 ⑩	
	432,000	1,361,350	1,793,350 ④	0.1 ⑪	
	0	0	0 ⑤	- ⑫	
	102,335,502	10,595,743	112,931,245 ⑥	6.4 ⑬	
	0	72,647,740	72,647,740 ⑦	4.1	
計	1,225,463,153	532,048,471	1,757,511,624	100.0%	

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計①～⑦の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

「社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること」

（計算例）

上の表の「合計」欄において、

a 社会保険診療等に係る収入金額・・・①～⑥の合計額

$$1,561,617,253 + 2,149,696 + 6,372,340 + 1,793,350 + 0 + 112,931,245 = 1,684,863,884 \text{ 円}$$

b 全収入金額・・・①～⑦の合計額

$$1,757,511,624 \text{ 円}$$

$$a \div b \times 100 = 1,684,863,884 \div 1,757,511,624 \times 100$$

$$= 95.9\% > 80\% \rightarrow \text{適正}$$

●(参考) **租税特別措置法**

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

**第二十六条** 医業又は歯科医業を営む個人が、各年において社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が七千万円以下であるときは、その年分の事業所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七条第一項 及び第二編第二章第二節第四款 の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超える三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超える四千万円以下の金額	百分の六十二
四千万円を超える五千万円以下の金額	百分の五十七

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法 若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項 又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項 に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号 に掲げる居宅介護のうち同条第二項 に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号 に掲げる介護予防のうち同条第五項 に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号 に掲げる施設介護のうち同条第四項 に規定する介護保健施設サービスに限る。）若しくは出産扶助のための助産若しくは健康保険法 等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項 の規定によりなおその効力を有するものとされる同法 附則第九十一条 の規定による改正前の生活保護法 の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号 に掲げる施設介護のうち同条第四項 に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療そ

の他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百六号）附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）の規定に基づく医療

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

（以下略）

● (参考) **健康増進事業**

「健康増進事業」とは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限ること。

- (イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (リ) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

## 7-2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による  
 同一の基準によらない

「労災診療費算定基準について」（昭和51年1月13日付け基発第72号厚生労働省労働基準局長通知）で、労災診療単価は1点12円とされている。

## 7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	1,422,627 円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	4,607,723 円	労働安全衛生法	341,990 円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	6,030,350 円	計	341,990 円
		健康診査に係る収入合計	⑭ 6,372,340 円

（記載上の注意事項）

- ③が⑭と一致すること。

二種混合の場合は按分で記載も可

## 7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種	
定期接種	1,076,230 円	麻しん	4,320 円
臨時接種	円	風しん	4,320 円
	円	インフルエンザ	686,880 円
	円	おたふくかぜ	21,600 円
	円	ロタウイルス感染症	円
計	1,076,230 円	計	717,120 円
		予防接種に係る収入合計	⑮ 1,793,350 円

（記載上の注意事項）

- ④が⑮と一致すること。

臨時予防接種・・・予防接種法第6条に定める、まん延予防上緊急の必要があると認められるとき、都道府県知事が行う、又は市町村長に指示して行わせる予防接種。通常、記載はない。

## 7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑯ 件	⑰ 一 円
分娩件数（⑯）×50万円		⑱ 一 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑰又は⑱の金額のうちいづれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

### 助産に係る収入の明細（例）

⑤に記載

自由診療のうち助産に係る収入	⑯ 124 件	⑰ 71,930,150 円
分娩件数（⑯）×50万円		⑱ 62,000,000 円

## 7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるもの）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	92,115,875 円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	20,815,370 円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業		社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する事業。医療法人は、附帯事業として行うことができる。	
計	112,931,245 円	計	円
		介護事業に係る収入合計	⑯ 112,931,245 円

（記載上の注意事項）

- ⑯が⑯と一致すること。

（参考）告示「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことのできる社会福祉事業（平成十年二月九日 厚生省告示第十五号）」

### 1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

イ、ロ、略

ハ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）を経営する事業

ニ～ヘ、略

二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

イ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金錢を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

ロ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

ハ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

ホ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

ヘ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

ト 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

チ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

リ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

ヌ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

ル 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

ヲ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第二条第二項各号及び同条第三項第一号から第十一号までの事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一括して行う事業をいう。）

ワ 社会福祉法第二条第二項各号及び第三項第一号から第十二号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

### 2 前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業

一 前項第一号ハに掲げる事業

二 前項第二号イからワまでに掲げる事業

## 8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号口）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

同一の基準による

同一の基準によらない

（参考）日本医師会「自賠責保険の診療費算定基準の設定について」（平成元年6月28日医発第221号（保41））

自動車保険の診療費については、現行労災保険診療費算定基準に準拠し、薬剤等「モノ」についてはその単価を12円とし、その他の技術料についてはこれに20%を加算した額を上限とする。

「社会保険診療と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされていること

- (1) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあっては、法令等に基づいて規定される額
- (2) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあっては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

### 添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

規程、事務内規の他、患者への院内掲示物等、請求金額の計算根拠がわかるもの

## 9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
○○病院	円 1,366,349,041	円 639,698,656	円 614,612,434	円 1,254,311,090	108.9%
□□診療所	22,879,952	15,069,202	3,557,470	18,646,672	122.7%
介護老人保健施設 △△苑	191,446,531	65,771,420	71,252,372	137,023,792	139.7%
合 計	②〇 1,580,675,524	720,539,278	689,422,276	1,409,981,554	112.1%

本来業務事業の事業収益 ÷ 本来業務事業の事業費用 ≦ 1.5

$$②〇 ÷ ②① = 1,580,675,524 ÷ 1,409,981,554$$

$$= 1.121 \leq 1.5 \rightarrow \text{適正}$$

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計②〇が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計②①が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

## 理事、監事、これらの者に準ずるもの、社員及び出資者に関する明細表

区分	氏名	親族等の関係	住所	職業	法人格の有無
理事長 社員 出資者	□□ □□	本人①	東京都千代田区 □□6-7-8	医療法人○○会 理事長	有・無
				○○病院長 医師	有・無
				東京都医師会会員	有・無
				日本□□学会会員	有・無
					有・無
	□□ △△	①の 配偶者	東京都千代田区 □□6-7-8	社会福祉法人口◇会 理事	有・無
					有・無
出資者	□□ ○○	本人② (①の 子)	東京都千代田区 □□6-7-8	医療法人●●会 ●●病院 医師	有・無
				東京都医師会会員	有・無
				日本△△学会会員	有・無
					有・無
					有・無
	□□ □△	①の子	東京都千代田区 □□10-2-3	医療法人○○会 ○○病院 薬剤師	有・無
					有・無
常勤 理事 社員 出資者	○○ ○○	本人③	東京都千代田区 □□5-6-7	医療法人○○会 常勤理事	有・無
				○○病院副院長 医師	有・無
				介護老人保健施設△△苑 施設長	有・無
				東京都医師会会員	有・無
				日本△△学会会員	有・無
社員 出資者	○○ △△	本人④ (③の 母)	東京都千代田区 □□5-6-7	無職	有・無
					有・無
出資者	○○ □□	本人⑤ (③の 弟)	東京都千代田区 □□5-6-8	自営業	有・無
					有・無

## 理事、監事、これらの者に準ずるもの、社員及び出資者に関する明細表

区分	氏名	親族等の関係	住所	職業	法人格の有無
常勤 理事 社員 出資者	◇◇ ◇◇ ③の甥	東京都千代田区 ____		医療法人〇〇会 〇〇病院 事務長	有・無
					有・無
					有・無
「区分」欄には、社員等である場合には、そのいずれかを記載すること。また、役職名(理事長等)を記載すること。					
常勤 理事 社員 出資者	△△ △△ 本人⑥	東京都千代田区 □□1-2-3		医療法人〇〇会 常勤理事 看護部長	有・無
				日本看護協会会員	有・無
					有・無
					有・無
					有・無
理事 社員 出資者	△△ ○○ 本人⑦ (⑥の配偶者)	東京都千代田区 □□1-2-3		医療法人〇〇会	有・無
				□□診療所長 医師	有・無
				東京都医師会会員	有・無
					有・無
					有・無
出資者	△△ ○△ ⑥⑦の子	□□県〇〇市 〇〇3-2-1		有限会社 △△〇 役員	有・無
					有・無
理事 出資者	△△ □□ 本人⑧ (⑥の妹)	東京都千代田区 □□4-5-6		自営業	有・無
					有・無
「親族等の関係」欄には、社員等(本人)との関係(例えば、配偶者、子、生計を一にしている者、使用人等)を記載すること。「住所」欄には、その親族等の現住所を記載すること。					
理事 出資者	△△ ◇◇ 本人⑨ (⑧の配偶者)	東京都千代田区 □□4-5-6		株式会社 △△ 会社員	有・無
					有・無
	△△ ◇▽ ⑧⑨の子	東京都千代田区 □□4-5-6		学生	有・無
					有・無

## 理事、監事、これらの者に準ずるもの、社員及び出資者に関する明細表

## 経理等に関する明細表

### 1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	▲● ●▲ 他 11 名	従業員	看護師寮 (1DK 33 m <sup>2</sup> )	H9. 4. 16～	16,000 円/月 (別途共益費)
その 他	(有)△△○	営利法人	事務室、休憩室 (35 m <sup>2</sup> )	H2. 4. 1～	無償 (給食業務の委託 条件による)

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
- イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
- ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事、これらに準じて当該医療法人が任意に設置するもの、又は使用人
- ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者、又はこれらの者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

## 2 財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容
	法人の財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。
	該当がない場合は、表に斜線を入れる、又は「該当なし」と記載すること

審査に当たり、提出書類として一定の規定の整備や契約書等を求めることがある。

## 3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
△△ ◇▽	2,400,000 円	800,000 円	H28.3.15
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
無利息	—	なし (奨学金)	理事△△◇◇の子

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
●● ▲△他 9 名	別添明細のとおり	同左	同左
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.005%	明細のとおり	なし (福利厚生貸付)	従業員

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

審査に当たり、提出書類として鑑定評価書等を求めることがある。

## 4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
△△ □□	車両	H18 年型○○□ー△	1 台
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考
H28.12.1	350,000 円	出資者	価格鑑定書あり

譲渡先の氏名又は名称	該当なし	該当なし
譲渡年月日		

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

## 5 財産の借入等

### (1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
□□ △△	土地	宅地	350 m <sup>2</sup>	病院敷地
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
S60. 4. 1. ~	15年 (更新)	1,800,000 円/年	理事長□□□□ の配偶者	敷金なし

貸主の氏名又は名称	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし			
借用年月日			

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

### (2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
△△ △△	10,000,000 円	10,000,000 円	H30. 1. 1
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.01%	1,000 円	なし	理事

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
該当なし			
利率			

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

### (3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は 該当なし	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該受年月日			
	<p>① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。</p> <p>② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。</p>		

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

### 6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社員等 との関係	給与の支給 の有無
□□ □△	薬剤師	H20. 4. 1	常勤	理事□□□□ の子	○ 有・無
◇◇ ◇◇	事務長	H10. 7. 1	常勤	理事○○○○ の甥	○ 有・無
△△ ○○	診療所長・医師	H2. 4. 1	常勤	理事本人	有・無
以上					有・無
					有・無

役員報酬のみ支給されている役員の記載は要しないが、役員報酬と別に従業員として給与を受け取っている役員等は記載すること。

## 7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	
医療法人の関係者等の債務に関して、法人がその債務の保証、弁済、免除又は引受けを行った場合に、その内容を記載すること。	

## 8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細

関係者等の氏名	特 殊 の 関 係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法 人 名	所 在 地	代 表 者 名	取 引 状 況	役 職 等
△△ ○○	理事△△△△の子	(有) △△○	東京都千代田区	△△ ◇□	給食業務受託 87,478 千円/年	取締役
▲▲ ▲▲	監事本人	—	▲▲県○○市	▲▲ ▲▲	会計業務	税理士

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

## 9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	
直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。	

1 総括表

次頁注2

次頁注1

## 保有する資産の明細表

次頁注3

(書類付表3)

次頁注4

区分	業務の用に供する財産	保有財産	減価償却引当特定預金	特定事業準備資金	その他の財産
流動資産	219,645,990 円				413,523,545 円
現金及び預金					403,147,745 円
事業未収金	204,246,987 円				円
貸倒引当金	△1,320,000 円				
有価証券					10,000,000 円
たな卸資産	11,930,183 円				円
前払費用	3,054,221 円				円
繰延税金資産	1,225,997 円				円
その他の流動資産	508,600 円				375,800 円
固定資産	553,044,900 円	円	円	円	68,452,800 円
有形固定資産	509,335,708 円	円			13,352,800 円
建物	378,422,572 円	円			7,598,300 円
構築物	587,621 円				円
医療用器械備品	27,442,025 円	円			円
その他の器械備品	16,759,883 円	円			円
車両及び船舶	2,507,100 円	円			円
土地	83,616,507 円	円			5,754,500 円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	0 円	円			円
無形固定資産	22,811,782 円	円			0 円
借地権	0 円	円			円
ソフトウェア	22,501,282 円	円			円
その他の無形固定資産	310,500 円	円			円
その他の資産	20,897,410 円		円	円	55,100,000 円
有価証券					50,000,000 円
敷金	20,000,000 円				円
役職員等長期貸付金					2,800,000 円
長期前払費用	450,000 円				円
繰延税金資産	447,410 円		円		円
減価償却引当特定預金					
○○事業特定預金				円	
その他の固定資産	0 円				2,300,000 円
資産合計	① 772,690,890 円	② 一円	③ 一円	④ 一円	481,976,345 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照

「2 業務の用に供する財産の明細」の⑤と一致

すること。

「資産合計」の行の合計額が  
貸借対照表の資産額と一致

## 注1 業務の用に供する財産

- イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額
- ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

## 注2 保有財産

- ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

## 注3 減価償却引当特定預金（既存施設の改修、建て替え等の資金）

- ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- 以下の要件を満たすもの

- a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。
    - b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。  
資産の部 減価償却引当特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
    - c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならぬこと。

## 注4 特定事業準備資金（既存施設の改修等以外の、新規事業）

- ホ 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

- 以下の要件を満たすもの

- a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。

【定款例】（社会医療法人のモデル定款）

第9条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

- (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定）
- (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (3) 介護老人保健施設の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (4) 介護医療院の新規開設（平成〇〇年実施予定）
- (5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことがでない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会

の議決を経て、取り崩すものとする。

第21条 次の事項は、社員が総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (7) 重要な資産の処分
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社団の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

b 当該資金の額が合理的に算定されていること。

必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。

合理的な額の算定・・・

事業の計画が具体的なものでないと額の算定ができない。例えば、10年後に診療所を新設すると計画しても、10年後の経営環境まで予想ができず、実際に診療所を開設するかどうかは不確定であり、算定額が合理的かどうか判断できない。

法人資産は、出資金を除き診療報酬を原資として蓄積されており、当該制度で非課税となった後に、医療施設等への投資に使われず、外部へ資産が流出することがあってはならない。

ある程度、実施が見通せる期間の計画であるとか、計画の一部に着手しているということないと算定額の合理性、計画の確実性などについて判断できない。

c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

- (a) 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
- (b) 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金その他利益剰余金に掲記)

d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

## 2 業務の用に供する財産の明細

区分 施設名(事業名)	合 計	○○病院	□□診療所	介護老人保健施設 △△苑
流動資産	219,645,990 円	145,946,819 円	24,466,735 円	31,622,232 円
事業未収金	204,246,987 円	136,778,651 円	23,248,990 円	28,060,078 円
貸倒引当金	△1,320,000 円	△883,600 円	△150,200 円	△181,500 円
たな卸資産	11,930,185 円	7,980,650 円	1,241,865 円	2,009,675 円
前払費用	3,054,221 円	1,563,500 円	126,080 円	890,600 円
繰延税金資産	1,225,997 円	507,618 円	円	718,379 円
その他の流動資産	508,600 円	円	円	125,000 円
固定資産	553,044,900 円	225,350,584 円	12,219,097 円	264,812,794 円
有形固定資産	509,335,708 円	213,551,635 円	10,689,187 円	255,914,479 円
建物	378,422,572 円	159,683,447 円	1,763,344 円	200,669,015 円
構築物	587,621 円	152,985 円	120,015 円	314,621 円
医療用器械備品	27,442,025 円	21,006,554 円	3,622,478 円	2,189,972 円
その他の器械備品	16,759,883 円	6,876,511 円	58,670 円	4,102,280 円
車両及び船舶	2,507,100 円	420,500 円	円	470,800 円
土地	83,616,507 円	25,411,638 円	5,124,680 円	48,167,791 円
無形固定資産	22,811,782 円	11,603,239 円	1,529,910 円	8,196,615 円
ソフトウェア	22,501,282 円	11,603,239 円	1,529,910 円	7,886,115 円
その他の無形固定資産	310,500 円	円	円	310,500 円
その他の資産	20,897,410 円	195,710 円	円	701,700 円
敷金	20,000,000 円	円	円	円
長期前払費用	450,000 円	円	円	450,000 円
繰延税金資産	447,410 円	195,710 円	円	251,700 円
資産合計	⑤772,690,890 円	371,297,403 円	36,685,832 円	296,435,026 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他の事業については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目（正券、建物仮勘定、貸付金その他これに類するもの）の削除を行うこと。
- ⑤が①と一致すること。

「1 総括表」の  
①と一致

「本来業務の用に供する財産」  
704,418,261円  
別添様式4「5 遊休財産」の  
「D控除対象財産の帳簿価額」  
「イ 本来業務の用に供する財産」  
と一致

## 2 業務の用に供する財産の明細

区分 施設名(事業名)	訪問看護 ステーション××	デイケアセンター ◇◇
流動資産	6,897,074 円	10,713,130 円
事業未収金	6,355,578 円	9,803,690 円
貸倒引当金	△41,200 円	△63,500 円
たな卸資産	250,990 円	447,005 円
前払費用	180,906 円	293,135 円
繰延税金資産	円	円
その他の流動資産	150,800 円	232,800 円
固定資産	24,044,035 円	26,618,390 円
有形固定資産	22,722,030 円	6,458,377 円
建物	16,306,766 円	円
構築物	円	円
医療用器械備品	524,986 円	98,035 円
その他の器械備品	165,080 円	5,557,342 円
車両及び船舶	812,800 円	803,000 円
土地	4,912,398 円	円
無形固定資産	1,322,005 円	160,013 円
ソフトウェア	1,322,005 円	160,013 円
その他の無形固定資産	円	円
その他の資産	円	20,000,000 円
敷金	円	20,000,000 円
長期前払費用	円	円
繰延税金資産	円	円
資産合計	30,941,109 円	37,331,520 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目的削除を行うこと。  
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他の資産に類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

「附帯業務の用に供する財産」  
68,272,629円  
別添様式4「5 遊休財産」の  
「D 控除対象財産の帳簿価額」  
「ロ 附帯業務の用に供する財産」  
と一致

### 3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
別添様式4「5 遊休財産」の「D 控除対象財産の帳簿価額」の 「ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産」の明細を記入			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ — 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

### 4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
別添様式4「5 遊休財産」の「D 控除対象財産の帳簿価額」の 「ニ 減価償却引当特定預金」の明細を記入			円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ — 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

### 5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
別添様式4「5 遊休財産」の「D 控除対象財産の帳簿価額」の 「ホ 特定事業準備資金」の明細を記入			円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ — 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

## 6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
東京都千代田区□□1-1-1	3,840 m <sup>2</sup>	350 m <sup>2</sup>	3,490 m <sup>2</sup>	病院敷地 駐車場 訪問看護ステーション事務所 診療所敷地
東京都千代田区□□1-1-2	920 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	920 m <sup>2</sup>	
東京都千代田区□□1-1-3	2,575 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	2,575 m <sup>2</sup>	
東京都千代田区□□1-2-1	787 m <sup>2</sup>	787 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。
- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。
- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、○○病院、○○診療所、介護老人保健施設○○、○○介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

(記載上の注意事項)

- 借地については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

(借地一覧例)

対象地	賃貸者	面積	賃料	用途	契約期間	備考
千代田区□□1-1-1	△△ △△	350 m <sup>2</sup>	xx, xxx 円/月	駐車場	H*.*.*～H*.*.* (1年更新)	
千代田区□□1-2-1	◆◆ ◆◆	787 m <sup>2</sup>	x, xxx, xxx 円/月 ※	デイケア センター 用地	H*.*.*～H*.*.* (3年更新)	※ 建物と 一括賃貸

審査に当たり、提出書類として不動産鑑定評価書、近隣類似物件の価額・賃貸借料、路線価、過去の取引実績等の説明書類を求めることがある。

## 7 建物の明細

区分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積			
○○病院 本館	鉄筋コンクリート 4階建て地下1階 (耐震)	7,270 m <sup>2</sup>	自家	1階診察室(8診)	275 m <sup>2</sup>			
				1階ロビー、待合室	650 m <sup>2</sup>			
				1階検査室	440 m <sup>2</sup>			
				2階病棟(48床)	1,420 m <sup>2</sup>			
				3階病棟(36床)	1,010 m <sup>2</sup>			
				3階事務室	410 m <sup>2</sup>			
				4階病床(16床)	920 m <sup>2</sup>			
				地下倉庫、食堂等	1,280 m <sup>2</sup>			
「用途の区分」「用途別の面積」については、説明に変え、建物各階平面図に用途を記載した書類の提出でよい。								
詳細は別添図面に記載								
○○病院 健診棟	鉄筋コンクリート 2階建て(耐震)	580 m <sup>2</sup>	自家	1階待合室、検査室等	320 m <sup>2</sup>			
				2階事務室	260 m <sup>2</sup>			
				詳細は別添図面に記載				
□□診療所	鉄骨コンクリート 2階建て(耐震)	287 m <sup>2</sup>	自家	1階診察室、待合室等	220 m <sup>2</sup>			
				2階倉庫	67 m <sup>2</sup>			
				詳細は別添図面に記載				
旧看護師寮	木造モルタル造 2階建て	468 m <sup>2</sup>	自家	12室／共用部	372 m <sup>2</sup> ／96 m <sup>2</sup>			
				(2階部分8室は現在使用予定なく遊休)				
介護老人保健施設 △△苑	鉄筋コンクリート 4階建て(耐震)	3,560 m <sup>2</sup>	自家	1階食堂、娯楽室等	830 m <sup>2</sup>			
				1階スタッフルーム等	288 m <sup>2</sup>			
				2～4階療養室 (各階30床)	1,150 m <sup>2</sup>			
				詳細は別添図面に記載				
訪問看護 ステーション××	木造 平屋(耐震)	184 m <sup>2</sup>	自家	事務室	86 m <sup>2</sup>			
				スタッフルーム	88 m <sup>2</sup>			
デイケアセンター ◇◇	鉄筋コンクリート 2階建て(耐震)	425 m <sup>2</sup>	借家	1階作業室等	186 m <sup>2</sup>			
				その他詳細は別添図面に記載				

- ① 「区分」欄には、建物(借家を含む。)の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等)を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。  
なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ床面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、处置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

(記載上の注意事項)

- 借家については、所有者、契約内容、賃料等の一覧(任意の様式)を作成し、併せて提出すること。

(借家一覧例)

物件	賃貸者	のべ床面積	賃料	構造等	契約期間	備考
デイケアセンター 千代田区□□1-2-1	▲▲ ▲▲	425 m <sup>2</sup>	x, xxx, xxx 円/月	鉄筋コンクリート 2階建て	H*. *. * ～H*. *. *(3年更新)	賃料は建物・土地を併せた賃料

審査に当たり、提出書類として不動産鑑定評価書、近隣類似物件の価額・賃貸借料、路線価、過去の取引実績等の説明書類を求めることがある。

単価での記載に代えて総額での記載としてよいが、項目名を「単価」から「総額」に書き直すこと

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
X線CTスキャナ	○○Z X1000S	1	4,027,500	自用	放射線室
超音波診断装置	◆◆LSS520	1	1,704,281	自用	エコー室
LED無影灯	△△L2001	2	890,4378	自用	手術室
電動ベッド	□□wp100	50	36,750	借用	病室
その他別添のとおり					

医療用機械備品の明細について、必要項目が記載されていれば、固定資産台帳等の既存資料のコピーやそこへ書き込みした資料を添付することで明細の記入に代えてもよい。

「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。